

空き家を適切に管理しましょう

空き家は所有者や管理者が適切に管理することが原則です。周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な管理に努める必要があります。

■問合せ…建築住宅課 (☎025-520-5786)

日頃から適切な管理を！

空き家による被害を防ぐために



万が一、空き家の適切な管理を怠ったことで被害が発生し、人の生命、身体または財産に危害が及んだ場合、所有者などが損害賠償責任を負うことがあります。

降雪時は特に注意

令和3年1月の豪雪では、管理が不適切な空き家が複数倒壊しました。道を通り止めとするなど、多くの市民に影響が生じました。



空き家の管理が難しい人は

自分で管理することが難しい人は、各団体や事業所にご相談ください（有料）。

○日常の管理

団体名	管理メニュー
(公社) 上越市シルバー人材センター (☎025-522-2812)	庭木の手入れ、冬囲い、草取り、草刈りなど
(一財) 上越市環境衛生公社 (☎025-543-4121)	草刈り、 <small>せんてい</small> 剪定、ごみ・不用品の分別回収、家屋内清掃など
NPO法人新潟ホーム管理サービス (☎025-543-7227)	定期巡回、通風・通水、近隣訪問、ポスト内の整理など

○屋根の雪下ろし

大雪のときは、定期的に屋根の雪下ろしをしないと、雪の重みで家が倒壊する危険が高まりますので、予め事業者などに相談しておきましょう。市ホームページで、市内・近隣市町村の屋根雪下ろし協力事務所を掲載しています。



セミナー・相談会

●空き家対策セミナー・個別相談会

所有者や相続人として、空き家となる前に行うべき取り組みや、空き家の適切な維持管理、市の支援制度について説明します。セミナー終了後は、空き家相談士による個別相談会を行います（秘密は固く守られます）。

▶とき…令和5年2月11日①・② ▶ところ…市民プラザ

○第1部 空き家対策セミナー（事前申し込み不要）

▶とき…午後1時30分～3時 ▶定員…70人（超過した場合は入場できないことがあります）

▶講師…空き家相談士

○第2部 個別相談会（要事前申し込み）

▶とき…午後3時～5時（1人当たり30分間） ▶定員…12人（超過した場合は、申し込み時にお聞きした空き家の状態などにより対象者を決定し、申込者にお知らせします） ▶申し込み…1月30日③までに建築住宅課

●空き家無料相談会

空き家の売買や賃貸に向けた相談。不動産事業者が相談に応じます。

▶とき・ところ…①1月10日④・建築住宅課 ②21日⑤・全日本不動産協会上越事務所（栄町2-11-32）

③24日④・上越宅建会館（春日野1-3-19）いずれも午後1時～5時 ▶申し込み・問合せ…建築住宅課